監査委員告示第２号

地方自治法第１９９条の規定に基づく監査結果の公表について

平成３１年２月７日

木津川市監査委員　西　井　　正
木津川市監査委員　島　野　　均

定期監査結果について

地方自治法第１９９条第４項の規定により、同条第１項及び第２項に規定する事務の監査を実施したので、同条第９項の規定により下記のとおり公表します。

記

１　監査執行年月日　　平成３０年１２月２６日（水）

２　監査対象部局及び監査の対象

建設部

指導検査課

(1) 入札実施状況について（平成３０年１１月末時点）
(2) 契約締結時のチェック体制について
(3) 京都府土木工事共通仕様書改定後の指導状況について
(4) 建設工事競争入札参加資格審査申請に係る事務処理について
(5) 郵便切手等調査について（調査票）

建設課・まちづくり事業推進室

(1) 多面的機能交付金事業について（平成３０年１１月末時点）
(2) 東中央線整備事業について（平成３０年１１月末時点）
(3) 郵便切手等調査について（調査票）

施設整備課

(1) 平成３０年３月に変更された社会資本整備計画（地域住宅計画）の変更内容ならびに今後の公営住宅整備事業等（公営住宅等ストック総合改善事業）の見通しについて

(2) 市営住宅使用料の整理状況（現年度分・滞納繰越分）について（平成３０年１１月末時点）
(3) 郵便切手等調査について（調査票）

管理課
(1) 道路維持管理事業における修繕工事の実施状況について（平成３０年１１月末時点）
(2) 公園維持管理事業について（平成３０年１１月末時点）
(3) 健全度判定Ⅲ（早期措置段階）と判定された橋梁の修繕状況ついて（平成３０年１１月末時点）
(4) 郵便切手等調査について（調査票）

都市計画課
(1) ＪＲ木津駅東側にある市所有地の活用方針について
(2) 木造住宅耐震改修に係る補助金の支給状況について（平成３０年度受付分）
(3) 木津東地区事業化に向けた今後のスケジュールについて郵便切手等調査について（調査票）

３　監 査 の 方 法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

４　監　査　結　果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【指導検査課】

建設工事に係る入札事務についてであるが、発注の準備段階から開札、契約に至るまで、複数の職員によるチェック体制が確立されており評価できる。今後も適正な事務執行に努められたい。

ところで、建設工事に係る入札の最低制限価格については、市独自の基準により算出されており、今回の監査において、最低制限価格の算出根拠の資料の提示を求めたが、今後の入札事務への影響を鑑み、その算出根拠は非公表とのことであった。

しかしながら今般、大阪市発注の電気工事において、大阪市建設局職員が非

公表である最低制限価格に関する情報を業者側に漏洩し、公正な入札業務を妨害した官製談合の疑いで、家宅捜索が行われたという報道があった。
　本市では漏洩することはないと思うが、十分注意し、公平・公正な入札業務を行っていただきたい。

【建設課・まちづくり事業推進室】
　１１月末時点の執行状況を確認したところ、予算計上されている工事費や委託料において、現時点で未執行のものが多く見受けられる。本年度も残すところ僅かであり、年度末に工期が集中すると、完了検査を十分に行う期間がなく、また、検査の結果、工事の是正等が求められる事態も想定されることから、余裕をもった工期の設定に努められたい。
　また、事業の進捗状況や妥当性を十分に精査し、無駄な支出が発生しないよう、予算執行に努められたい。
　郵便切手等については、保管枚数と受払簿の残数が一致していることを確認した。適正に管理されており評価できる。今後も適正な管理を行われたい。

【施設整備課】
　市営住宅使用料の滞納対策についてであるが、時効到達分や死亡等により徴収が不可能となったものについては、木津川市債権管理条例にしたがい、不納欠損処理を行っていることは評価できる。今後も適正な処理に努められたい。
　また、当該使用料については、建物の耐用年数や入居者の収入状況に基づき適正に算出されている。使用料に滞りがあると入居者に不利益が生じるため、今後も適正な使用料の算出に努められたい。
　郵便切手等については、保管枚数と受払簿の残数が一致していることを確認した。適正に管理されており評価できる。今後も適正な管理を行われたい。

【管理課】
　樋門等操作管理事業についてであるが、地域住民を樋門の操作員に任命し、樋門操作を依頼していることは理解できるが、その際に支給される雨具、長靴、懐中電灯用の電池等の消耗品については、必要に応じて配布するものであることから、その配布実績等について配布簿を調製し、その記録を残すとともに、その必要性を精査するよう努められたい。

【都市計画課】
　木津東地区についてであるが、一部土地が民間事業者に売却されたことから、今後、地元住民や当該事業者と協力しながら、将来の開発ビジョンの策定に向けた取組を推進されたい。
　郵便切手等については、保管枚数と受払簿の残数が一致していることを確認したところ、一部の切手で保管枚数と払出簿の残数が一致していなかった。記帳誤りと思われるので修正されたい。

【建設部各課共通】

作業着などの被服については、「木津川市職員被服貸与規程」に基づき、職員に貸与されるものである。

今般、建設部課に対して、職員への作業着等の貸与状況について調査を実施した。

調査の結果、各課において、平成３０年度中に購入していることが確認できた。

購入理由は、人事異動により配置転換となった職員への貸与や、摩耗による貸与替が主であったが、各課において購入される作業着等のメーカーや色などが統一されておらず、価格もまちまちである。

作業着の貸与は、「木津川市職員被服貸与規程」に基づき、各所属長の裁量により、職員へ貸与されるものとなっている。

作業用途により、種類が異なることは理解できるが、公費で購入するからには、統一的な基準を設ける必要があると考える。